議案第１５号

つくばみらい市下水道条例等の一部を改正する条例

（つくばみらい市下水道条例の一部改正）

第１条　つくばみらい市下水道条例（平成１８年つくばみらい市条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１８条関係）

区分	基本料金（１使用月）	従量料金（１立方メートルにつき）	
		汚水排水量	料金
一般汚水	５５０円	１０立方メートルまで	７７円
		１０立方メートルを超え２０立方メートルまで	１４３円
		２０立方メートルを超え３０立方メートルまで	１５４円
		３０立方メートルを超え５０立方メートルまで	１６５円
		５０立方メートルを超え１００立方メートルまで	１７６円
		１００立方メートルを超えるもの	１８７円
一時使用汚水	汚水排水量１立方メートルにつき　１８７円		

（つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第２条　つくばみらい市農業集落排水処理施設条例（平成１８年つくばみらい市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第１５条関係）

区分	基本料金（１使用月）	従量料金（１立方メートルにつき）	
		汚水排水量	料金
一般汚水	５５０円	１０立方メートルまで	７７円
		１０立方メートルを超え２０立方メートルまで	１４３円
		２０立方メートルを超え３０立方メートルまで	１５４円
		３０立方メートルを超え５０立方メートルまで	１６５円
		５０立方メートルを超え１００立方メートルまで	１７６円
		１００立方メートルを超えるもの	１８７円

（つくばみらい市コミニティ・プラント条例の一部改正）

第３条　つくばみらい市コミニティ・プラント条例（平成１８年つくばみらい市条例第１０８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１５条関係）

区分	基本料金（１使用月）	従量料金（１立方メートルにつき）	
		汚水排水量	料金
一般汚水	５５０円	１０立方メートルまで	７７円
		１０立方メートルを超え２０立方メートルまで	１４３円
		２０立方メートルを超え３０立方メートルまで	１５４円
		３０立方メートルを超え５０立方メートルまで	１６５円
		５０立方メートルを超え１００立方メートルまで	１７６円
		１００立方メートルを超えるもの	１８７円

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成３１年１０月１日から施行する。

（公共下水道使用料の算定に関する経過措置）

２　この条例の施行日前から継続して公共下水道を使用し，施行日から平成３１年１０月３１日までの間に公共下水道使用料（以下この項において「使用料」という。）の支払いを受ける権利が確定するものについては，第１条の規定による改正前のつくばみらい市下水道条例の規定により算出した使用料の額とする。

（農業集落排水処理施設使用料の算定に関する経過措置）

３　この条例の施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用し，施行日から平成３１年１０月３１日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものについては，第２条の規定による改正前のつくばみらい市農業集落排水処理施設条例の規定により算出した使用料の額とする。

（コミニティ・プラント使用料の算定に関する経過措置）

４　この条例の施行日前から継続してコミニティ・プラントを使用し，施行日から平成３１年１０月３１日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものについては，第３条の規定による改正前のつくばみらい市コミニティ・プラント条例の規定により算出した使用料の額とする。

平成３１年2月２７日提出

つくばみらい市長　小　田　川　浩　印

議案第１５号－２

提案理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等による消費税率及び地方消費税率引上げに伴い，平成３１年１０月１日よりつくばみらい市下水道条例等の一部を改正するものです。

つくばみらい市下水道条例（平成18年つくばみらい市条例第104号）新旧対照表（第1条関係）

改正案

別表（第18条関係）

区分	基本料金（1使用月）	従量料金（1立方メートルにつき） 汚水排水量	料金
一般汚水	550円	10立方メートルまで	77円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	143円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	154円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	165円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	176円
		100立方メートルを超えるもの	187円
一時使用汚水	汚水排水量1立方メートルにつき　187円		

現行

別表（第18条関係）

区分	基本料金（1使用月）	従量料金（1立方メートルにつき） 汚水排水量	料金
一般汚水	540円	10立方メートルまで	75.6円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	140.4円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	151.2円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	162円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	172.8円
		100立方メートルを超えるもの	183.6円
一時使用汚水	汚水排水量1立方メートルにつき　183.6円		

つくばみらい市農業集落排水処理施設条例(平成18年つくばみらい市条例第106号)新旧対照表(第2条関係)

改正案

別表第2(第15条関係)

区分	基本料金(1使用月)	従量料金(1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般汚水	550円	10立方メートルまで	77円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	143円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	154円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	165円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	176円
		100立方メートルを超えるもの	187円

現行

別表第2(第15条関係)

区分	基本料金(1使用月)	従量料金(1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般汚水	540円	10立方メートルまで	75.6円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	140.4円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	151.2円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	162円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	172.8円
		100立方メートルを超えるもの	183.6円

議案第15号資料－2

つくばみらい市コミニティ・プラント条例（平成18年つくばみらい市条例第108号）新旧対照表（第3条関係）

改正案

別表（第15条関係）

区分	基本料金（1使用月）	従量料金（1立方メートルにつき）	
		汚水排水量	料金
一般汚水	550円	10立方メートルまで	77円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	143円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	154円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	165円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	176円
		100立方メートルを超えるもの	187円

現行

別表（第15条関係）

区分	基本料金（1使用月）	従量料金（1立方メートルにつき）	
		汚水排水量	料金
一般汚水	540円	10立方メートルまで	75．6円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	140．4円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	151．2円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	162円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	172．8円
		100立方メートルを超えるもの	183．6円